次期介護保険制度改正においての「要介護1・2」の生活援助等 の慎重な検討を求める意見書

第7期(平成30年(2018年)~平成32年(2020年))の介護保険事業計画に向けた制度改正の議論が、社会保障審議会介護保険部会で始まった。制度見直しに当たっては、これまでの取り組みをさらに進め、地域包括ケアシステムの推進、介護保険制度の持続可能性の確保に取り組むことが重要とされている。この方向性に異を唱えるものではないが、今回の議論の争点として注目されているのは、軽度とされる方に対する負担と給付の見直しである。その背景には、財政制度審議会や経済財政諮問会議から、具体的に、生活援助サービスや福祉用具貸与、その他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行、負担のあり方も含め、関係審議会で検討、平成28年(2016年)末までに結論を出し、法改正が必要なものについては、平成29年(2017年)度通常国会に法案を提出することが要請されていることがある。

平成27年(2015年)改定では、予防給付(要支援1・2)の訪問介護と通所介護の総合支援事業への移行が決まったばかりである。前制度改正の課題について全く検証されていないばかりか、少なくない自治体では、移行が円滑に進んでいるとは言いがたい状況下で、今度は軽度とされる方(要介護1・2を想定)の生活援助サービスや福祉用具貸与等が保険給付から外されようとしていることに、市民は大きな不安を感じている。

給付重点化の主張の理由として制度の持続性が掲げられているが、軽度の方にとって生活援助サービス等は、重度化の予防に大きく寄与している。これを保険給付から外すことは、高齢者の在宅生活を脅かすばかりでなく、将来的な給付費の増大につながり、むしろ制度の持続可能性に対して逆効果であると危惧されている。また都市部では、今後、ひとり暮らしや認知症の高齢者が急増することが政府の調査でも明らかになっている。政府の掲げる「介護離職ゼロ」も、在宅サービスが拡充し、早期に適切なサービスにつなげられる基盤整備があってこそである。

よって狛江市議会は政府等に対し、要介護1・2の要介護者が在宅で安心して暮らし、家族が介護によって離職することを防ぐために、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

1 要介護 1・2 に対する生活援助給付の見直しについては, 平成 27 年 (2015 年)改正の影響を十分に調査, 検証した後に慎重に検討する こと。 以上,地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 (2016 年) 10 月 4 日

東京都狛江市議会

平成 28 年 10 月 4 日 原案可決